

○職務に専念する義務の免除承認の取扱いについて

(平成10年4月15日島警乙第99号県警察本部長例規通達)

最終改正 平成31年4月26日

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第7号に定める人事委員会が必要と認めた場合として、妊娠中の女性職員が、母体又は胎児の健康保持のため適宜休息し、又は補食する場合が含まれたことに伴い、この承認手続等について、職員が勤務時間中に献血を行う場合の承認手続等と併せて、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、「職員が勤務時間中に献血を行う場合の職務専念義務免除承認の取扱いについて」（平成2年4月27日島警第173号本部長通達）は、廃止する。

記

1 服務上の取扱い

- (1) 妊娠中の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により、母体又は胎児の健康保持のため適宜休息し、又は補食する場合は、規則第2条第7号の規定により、職務に専念する義務を免除できる。
- (2) 職員が勤務時間中に献血（日本赤十字社が採血するものに限る。）を行う場合は、規則第2条第7号の規定により、公務に支障のない限り、必要と認める範囲内において、職務に専念する義務を免除できる。

2 職務に専念する義務免除の承認

職務に専念する義務の免除については、警察本部長の承認を受けることとなっているが、1に定める場合については、所属長が承認することができるものとする。

3 手続及び留意事項

- (1) 職務に専念する義務免除承認簿（別記様式）に必要な事項を記載し、所属長に提出すること。
- (2) 所属長は、1の(1)の場合における当該免除の承認に当たっては、次のことに留意すること。
 - ア 医師等による具体的な指導がない場合にも、当該職員を介して担当の医師等の判断を求めるほか保健婦等に相談するなど、当該職員の状況を考慮して、妊娠中の健康の確保を図るよう適切に対応すること。
 - イ 妊娠中又は出産後の女子職員から、保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導により、妊娠中又は出産後の経過に異常又はそのおそれがある旨申出があった場合は、当該指導に基づき、つわり休暇、私傷病休暇の承認等必要かつ十分な措置をとること。
 - ウ 健康状態に関する情報は個人のプライバシーに属するものであるため、プラ

イバシーの保護に十分留意すること。

- (3) 承認した時間の勤務整理簿への記入は、省略できるものとする。

様式 〔略〕